

障害をもつ人の地域生活支援について

—権利としての地域生活実現—

八木原律子 久保 美紀

1. はじめに

本プロジェクトは、米国における障害者関連法から障害者対策の歴史と支援方法を学ぶ中で、特に関心をもった Community Rights のうち、Right to Aftercare⁽¹⁾を取り上げ、日本の障害者を取り巻く就業や日常生活支援の現状を把握し、こんごの方向性を探ることを目的とする。その方法として、地域生活支援の動向を整理した上で、障害をもつ人本人や障害をもつ人の支援を行っている専門職に聴き取り調査を行った。

日本には米国の ADA 法 (The Americans with Disabilities Act: アメリカ障害者法) に相当する法律はないが、地域住民や支援者及び障害をもつ人たちとの柔軟な取り組みの協働体制に焦点を当て、障害をもつ人たちの地域での自立生活支援のあり方を模索しようとするものである。

2. 本研究の前提

1) アフターケアとしての地域生活支援

これまで、日本の障害者福祉サービスの展開は、ピープルファースト、自立生活運動、権利擁護運動などアメリカを中心とする諸外国の動向に影響を受けてきた。また、障害をもつ本人もアメリカの当事者運動に多くのことを学んできた。アメリカにおいて、1950年代以降の公民権運動の昂揚のなか、障害者福祉は施設内保護から地域生活の保障へと軸足を移し、脱施設化

の方向をたどる。1964年の公民権法の制定を経て、身体障害をもつ人を中心とした自立生活運動の展開は、従来の障害者観、福祉観をドラスティックに転換させていった。さらに、障害をもつ人自身の声を聴くことによって、1990年の ADA 法の制定に結実し、障害をもつ人たちの権利を社会的に認めさせ、社会参加を促進する環境を整え、その実質的实现を確実に果たしてきたのである。

こうした流れの中で、再施設化についての議論もある⁽²⁾。そこには、脱施設化とホームレスの因果関係にかんする誤解や、脱施設化が犯罪者の増大に加担しているという根拠のない説明がある。しかしながら、それは事実と反しており、より一般社会の中に、障害のある人の再統合を推進するシステムを創造していく必要がある。

日本において、1989年に知的障害者のグループホームが制度化されたが、その際、中央児童福祉審議会 (当時) 意見具申の中で、「施設は自らが選んだところではない⁽³⁾」としている。これを積極的に評価するなら、社会がじゅうぶんな選択肢と選択の自由の確保とそのサポートを用意する義務を負うことを伴う。しかしながら、現実的には、生活の基盤である居住の場の提供はじゅうぶんとはいいがたい⁽⁴⁾。脱施設化とコミュニティケアは車の両輪であり、地域社会のなかに受け皿を用意していかなければな

らない。施設退所後、地域社会の中のしっかりとした生活に導くには、アフターケアとしての住宅・リハビリテーション・雇用・余暇活動を含む、包括的なコミュニティ拠点のサービスシステムの確立が不可欠であることに疑問の余地はないであろう。生活権と生活圏を確保せずしての脱施設化は、新たな形の障害をもつ人の周辺化を生むことは必至であろう。

こんにち、社会福祉援助活動において権利擁護、人権尊重が重要な論点になっているが、権利性が弱く「最善の利益」の名のもとに、その人の権利を奪っている側面があることを否定できない。障害者基本法第3条で「すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」とされたことは、当時画期的なことであった。ハード面のバリアフリー、そして、ソフト面の社会活動を可能にする支援を整備する義務を社会が履行することによって、障害をもつ人びとが当たり前にもつ権利は実現する。つまり、地域社会での生活支援を受ける権利があることを認め、社会環境を調整する義務を履行することによって、権利の実現が可能になるのである。

さらに、権利としての地域生活支援実現における社会的、文化的力を考慮する必要がある。心のバリアフリー、脱偏見化・脱差別化を図るためには、障害をもつ人びとにたいする保護的、保安的意識を払拭していかなければならない。たとえば、精神障害をもつ人が事件を起こしたとき、メディアがセンセーショナルに報道することによって、「精神障害者は危険だ。施設に入所させるべきだ」というシナリオが社会に流布することになる⁽⁵⁾。NIMBY (not in my backyard) 運動に象徴されるように、福祉施設が自分の住まいの隣りにあっては困るという、いわゆる福祉の増進に対して「総論賛成・各論反対」は依然として存在している。そして、専

門職の発言のもつ権力性が結びつくとき、人権を擁護するはずのものが、人権を侵害する制度に転じてしまうことがある。専門職を含めた社会の側が、差別構築に加担していないかどうか、再考する必要がある。社会制度が、偏見・差別意識に支えられている側面があることを無視してはならない。

2) 近年の動向

「我らの夜明けだ！トキオ大会」

1993年4月17日、「全国精神障害者団体連合会」の結成大会が開かれ、交流集会がもたれた。全国から1,000人を越す仲間たちが集い話したテーマは、「精神障害者の人権」「患者会の活性化」「自立援助」「家族・家族会との付き合い方」「就労について」「恋愛と結婚」「作業所について」「病気とどう付き合うか」「老後の問題」「精神障害者の経済問題」「住居の問題」「精神保健法について」「地域精神保健・福祉活動のあり方」「全国組織について」「思いを語る」であり実に15の分科会に分かれて熱く語られたのである。特に「恋愛と結婚」の分科会は150名程の盛況ぶりだった。

代表の小坂功は「俺は、この日のために、25年間かけて、夢をみ続けてきたんだ。」また、この大会の実行委員長の小金沢正治は委員長挨拶の中で「15年前に私たちの先輩がお互いの体験を語り合う仲間づくりに参加し、仲間意識を大切にしながらお互いを支えあい励ましあっていることを実感し、生きる勇気を与えられたことを今もはっきりと覚えている。これが自助グループ活動であるとの思いを現在強くしている。そして、自助グループの存在が、私たち自身の意識を大きく変えていく原動力となった。・・・1991年8月、メキシコにおいて、世界精神医療ユーザー連盟が結成され、世界の仲間とのネットワークができた。・・・私たち、日本の当事

者も世界の仲間と連帯し、協力する時代に入った。・・⁽⁶⁾」と語った。

この大会は、まさに精神障害者自らが、隔離収容の歴史を塗り替え、歩みだしたときではなかっただろうか。これまで、全面に出てくることはなかった障害をもつ人たちが、この交流会をターニングポイントに、自分たちの気持ちや思いを文章や語りの中で見せ始めていったのである。例えば、テレビやビデオ等で実名を名乗って質問に答えたり、体験を本に書いたり、大学の講義に参加しては自分を語ってくれるその姿が、多くの啓発に繋がり、意義を見出すのである。

1980年の国際障害者年とその後の行動計画「国連障害者の10年」が日本に与えた影響で、1986年に旧厚生省の精神保健福祉対策本部中間報告は、「病院から地域へ」というスローガンを掲げ、共同作業所が草の根的に広がり大きな発展を遂げた。現在、厚生労働省は、2003年5月の精神保健福祉対策本部中間報告で再び「病院から地域へ」を掲げ、障害をもつ人が地域で暮らすための指針（啓発活動・医療体制の整備・地域支援の促進）をより具体的に示した。更にこれらが整えば社会的入院とされる72,000人を地域で暮らせるようにするという。2004年3月には偏見や差別をなくすための指針として「バリアフリー宣言～精神障害者を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針～」が公表され、誰もが自分自身の心の健康を理解し関心を持ち、地域社会の支援と共生を目指す一歩が示されている。

また職業安定局では、障害者雇用の促進が取り上げられ、特に2004年7月には障害者の就労支援に関する省内検討会議から、「福祉部門と雇用部門が連続性を確保して、福祉部門から一般就労への移行を円滑にし、障害をもつ人が自らの職業生活を設計・選択し、キャリア形成を

図ることを支援する」としている。法改正では、精神に障害をもつ人たちの雇用率算定に向けた検討が続けられ、2004年度通常国会で採択される見通しとなっている。2001年省庁の統合化が生み出した特徴は、縦割り行政から横断的に捉えようとする協働型に変わりつつあり、施策も関連機関との連携を大きく打ち出してきている。

法務省関連では、1999年12月「成年後見制度」が成立し2000年4月から施行された。障害をもつ人は無能力であるとされ、戸籍記載をすることで長期に渡り差別を受けてきたことを反省し、自己決定の尊重や残存能力の活用が重視されるようになったのである。

さらに、2000年5月大阪府精神保健福祉審議会は病院におけるサービス改善を進めるために「入院中の精神障害者に関する宣言」で、個人の尊厳を基本にさまざまな権利を挙げ、リスクマネジメントとして、サービス提供者は「倫理綱領」「行動準則」を策定することを呼びかけている。最近では、2003年7月「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行ったものの医療および観察法に関する法律」が成立し、重大な他害行為を行った精神障害者の社会復帰の促進を行うための新しい制度が創設された。これによって従来の保護観察業務に加え、他害行為を行った精神障害者の処遇を裁判所が決定することになり、保護観察所に「社会復帰調査官」という職種を配置し、生活環境調査→生活環境調整→精神保健観察といった一連の流れで一貫した処遇を行うことが決まった。今後はこの保護観察所が生活環境調整を行うことになると思われる。また決定に際し、「精神保健参与員」の意見を聞くことができるとされ、2004年度から研修体制が予定されており、障害者の人権擁護に大きな飛躍が期待されている。

国土交通省関連では、障害をもつ人の住居の確保に公営住居を優先して入居できるように検

討することや、グループホームやショートステイ等の住居の確保が必要不可欠である。

市区町村行政は、障害をもつ人が地域で孤立せずに生活が営まれるようにイベントや企画と同じ住民として参画することを進めてきた。またホームヘルパー制度の活用など、生活しやすい工夫が行政レベルと支援者や利用者側の協働で進められている。

3. 調査方法・対象・内容

1) 調査方法

先駆的に地域に根付いた活動を展開している浦河・帯広および旭川地区（いずれも北海道）に限定して、障害をもつ人たちにインタビューを行った。

① 浦河では、「べてるの家」の作業所、授産施設、グループホーム、べてるショップなどで活動している障害をもつ人に焦点をあて、インタビューを行った。

② 帯広では、世界心理社会的リハビリテーション学会（World Association for Psychosocial Rehabilitation: WAPR）で日本のベストプラクティスに推薦された「帯広ケア・センター」を訪ね、その周辺の社会資源を見学したり、障害をもつ人たちや専門職らによる地域介入の様子についてインタビューを行った。

③ 旭川では、障害をもつ人たちが作るピアグループの力と、それに専門職がどのようにかわり支援しているのか、「旭川働く仲間会」のメンバーとその支援者にインタビューを行った。また、障害者職業センターを訪問し、就労支援の状況について伺った。

なお、①②は主に精神に障害をもつ人で、

③は知的障害をもつ人たちである。

2) 調査内容

① 日頃の生活や所属団体での活動状況、②地

域住民との折り合い、③日常生活で困っていること等を中心にしてインタビューした。なおインタビューの内容を録音することを許可していただいた⁷⁾。

4. 結果と考察

1) べてるの家

① 概要

1978年7月、メンバーの退院祝いに駆けつけた4人のメンバーと指導者が集まったことが端緒となり、それから月1回の集まりが始まり、精神障害者回復の会の活動がスタートした。「べてるの家」という名称は1984年のことだという。退院者が地域で暮らす基盤が、退院者を地域に迎えながら共同の「家」が形作られ、地域に受け入れられるよう、ありのままの自分を出し、地域での役割を担うこと、そして多くの出会いをもてたことが今日の「べてるの家」を築いていった。現在は小規模授産施設・共同作業所・共同住居・(有)福祉ショップべてるなどからなる複合施設である。

「べてるの家」の設立は、ニューヨークのファウンテンハウスのそれと似ていて、精神病院を退院してきた人と指導者とのパートナーシップで、地域に開かれた居場所や活動の場を作り上げてきたといえる（図1）。

② 自らを語ることの意味

これまで、語られることのなかった、あるいは語られたとしても聴き取られることのなかった本人が自らを語り始めた。「自分の病気を語る場所から回復は始まる」という発想のもと、ビデオ製作、全国での講演活動を通じて、自分の病気を表現することで回復を目指している。

「話すということが、こんなに安心をもたらせてくれる。今まで自分を隠すことば

●べてるの家事業理念(抜粋)●

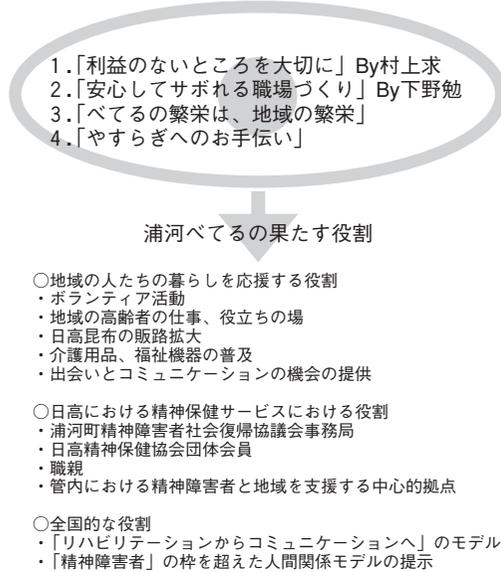


図1 べてるの家(1996)『「べてるの家」に学ぶ』博進堂文庫 P.46

かり考えて、必死にその方向にどンドン行き詰って病気が悪くなっていったのに、それが自分のことをオープンにして病気のことや、自分のことを語るということが、心地いいことなんだということを見つけてしまったんです」

他者との対話のなかで、「この時こんなふう
に思ってたんだ」、「ああ、こんな気持ちで私は
ひきこもっていたんだ」というように自分の問
題が整理されていく。とにかく話す集団である。
また参加者は「手を動かさずに口を動かす」と
いう。語ることで自分を振り返り、客観的に洞
察する力が育ってくる、ナラティブセラピーが
基本であるということがわかる。向谷地生良は
『リハビリテーションではなくコミュニケーション』
が基本という(8)。

③ 仲間同士の支え合いの力と悩み

お互いが持ち味を発揮して、仲間として相互

に支援を自然と行い生活していくことが、グルー
プの力ではないだろうか。仲間が仲間をアドバ
イスしている風景に何度も遭遇する。これまで
描くことのなかった未来図が現実としてここに
ある。「そこにいていいんだ」から「そこにな
くってはならない人」になり、役割を担うこと
によって自尊感情が育っていくプロセスが伺える。

「仲間が困っていると、それを使って助
けてあげるだけとか、そういったお互いの支
援活動ってというのはスムーズに行われてい
るところだなあ」

「メンバーさんは心を開放されてスタッ
フにどンドンなって、社長さんから生活支
援のお掃除をする人のトップももうメンバ
ーさんですし、だからもうメンバーだからスタッ
フだかわからないですね。メンバーの方が
より良い支援が出来るようなところがあり
ます」

本人活動の大きな特質は、役割の交換が起こることであるが、これまで援助される側の立場であった人が、援助する側に立っている。たとえば、ホームヘルパーの資格を取得しているメンバーは多い。ヘルパーとしての仕事は、経済の論理によらない報酬をもたらしており、ヘルパーセラピーの原則が実現している。まさに、気負いのない相互支援の仕組みができあがり、クライアントからメンバーへの転換が見て取れる。ピアサポートは、当事者だからこそ、よりよいサポートができるという長所をもっているが、当事者ゆえにかかえる悩みもある。当事者であるからこそ、見えすぎてしまうところがあり、他者の中に自分を投影してしまうことがあるのかもしれない。無の状態になることはそれほど容易ではない。

「都合のいいところでメンバーになり、都合の悪いところではスタッフにならなければならないという微妙な立場なんです。それで、すぐメンバー感覚で、『こうしたらいいんじゃない、ああしたらいいんじゃない』ということが多くて怒られています。自分で考えなければならないことを、横取りしてしまうんです。」

④ 居場所づくり

統合失調症という「病い」のラベリングが、環境とのかかわりを遮断させ、人々を孤立させる。こうして、べてるの家は地域社会の中に居場所をなくした人びとの受け皿になっている。しかしながら、それにも限界があるのは、当然のことである。「メンバーばかりどんどん増えてしまうと、支援の質が落ちてしまうから、それは防がなければならない」と、受け入れたくてもできないというジレンマをかかえている。各地にべてるの家のような場所ができ、支援の

ネットワークができることが不可欠であろう。そのためにも、メンバーが講演会などを通じて、社会的な場で発言することには意義がある。個人の回復だけではなく、当たり前のごとく流布している「精神障害者は怖い、危険だ」という物語を書き換え、依然として存在する精神障害者に対する偏見を打破していく大きな力になるだろう。

⑤ 地域社会の一員として、地域社会との融合
福祉施設を新規に建設しようとする、しばしば反対運動が起こるが、べてるの家の場合は、過疎の町を活性化・再生させたのは、まさにべてるの家のメンバーたちであった。しかしながら、ある地域社会がよそ者をそう簡単には受け入れるわけではない。地域社会との融合は一朝一夕にできあがったわけではない。

「実際ここに精神障害者の人が9名入ってくるっていう話が出た時に、町内の人はすごく心配したらしいですよ。いきなり自分の隣の家に精神障害者が9名も入ってくるっていったら、やっぱり普通は不安になるでしょう。私が健常者だったらきっと『えーっ！』と思うと思うんですよ」

「初期のメンバーが苦労して、いっぱい住民の人たちに迷惑かけて、住民の人たちに謝って廻って、それでも交流をとって、『べてるっていう所の人たちがいる。精神障害をもっている人たちが住んでいる』という歴史を20年積み重ねてきてくれた結果、今の私たちが比較的簡単に受け入れられるようになったんだと思うんです」

反対運動は起こるかもしれないが、むしろ、そうしたぶつかり合いがあって、関係ができあがる。無関心からは創造的変化は生まれません。

障害をもつ人の地域生活支援について

町の人と対話を繰り返すことによって、相互理解を生んだようである。互いにどのように接しているかわからない、というところから出発して、互いにコミュニケーションをとって関係を築いていった。「顔の見えない、判らない精神障害者」から「顔の見える、判る精神障害者」に変わっていったのである。現在も、べてるの家は商店街の人たちとの会合をもち、情報交換を行ったり、交流活動をしている。一般的に、福祉施設で製作された作品を商業ルートに乗せるのは、容易ではない。しかし、「べてるショップ」では、自主製品以外に地元商店の品物も販売しており、見学者の昼食を地元の食堂と提携し、出前をしてくれる。つまり、べてるの家の催しに、他の店が出店するという逆転の発想である。「べてるの繁栄は地域の繁栄です」が、現実的になっている。地域との関係が商売という切り口で橋渡しをしながら展開されている。地域の人たちとの交流の場を作る試みは各地で起こっているが、既成の枠組みから自由になることから始める必要があるのではないだろうか。

⑥ アドボカシーとは何か

本人主体の実践の潮流の中で、アドボカシーが重要な要素になっている。それは、相互主体者として、本人の主体性を尊重し育てていくことを抜きにしては成り立たないし、その人の想いをどのように引き出していくかが起点になる。その根底にあるのは、潜在性への絶対的信頼であろう。

「一人ひとりが、自分が今何を必要としていて、どうしてもraitたいのかということ、きちんと言えらってということが大事なんです」

「言えらってということと、それをしっかり（自分の中に）もっている、それを本人

が言えなくても言えるように補助してくれる人、その人の実情をよく把握していて、『今こういうことがこの人には本当に必要だ』ということをも本人が言えなくても周りにちょっと押し出してくれる人がいて、その本人が言えていけばいいと思う」

2) 授産施設・帯広ケア・センター

① 活動の概要と経緯

1982年に十勝・帯広地域の5つの精神病院のソーシャルワーカーたちによって、退院を希望している重篤な精神障害者が地域で暮らすためのニーズに沿ったサービスの開発と、そのサービスを障害者に提供し続けた賜物が今日の帯広・十勝圏域における地域支援のありようである。退院するために必要な基本的な生活スキルの獲得を入院中に行うには長期化は避けられない。それならば地域で生活しながら生活スキルの支援体制を行うこととし、ケア付き住宅の社会資源開拓に乗り出したのがきっかけで今日にいたっている。

② ベスト・プラクティスに選ばれる

1999年1月WAPRは、「精神障害リハビリテーションに関する国際的実践活動集」を発行し、世界の先進的リハビリテーション活動にわが国の5つのプログラムが紹介されたが、帯広・十勝地域の生活支援もそのうちの一つである。この選考のポイントは、①重度の精神障害者であること、②活動の重点が生活能力の改善にあること、③パートナーシップを進展させ、市民としての権利を与えるためのものであること、④他のサービス、社会資源、援助のネットワークに統合されていること、⑤医療サービスを容易に利用できるようになっていること、を挙げている⁽⁹⁾。

この地域は三方を山に囲まれ、一方が海に面

十勝近郊の医療・社会資源 (2003.1.1現在)

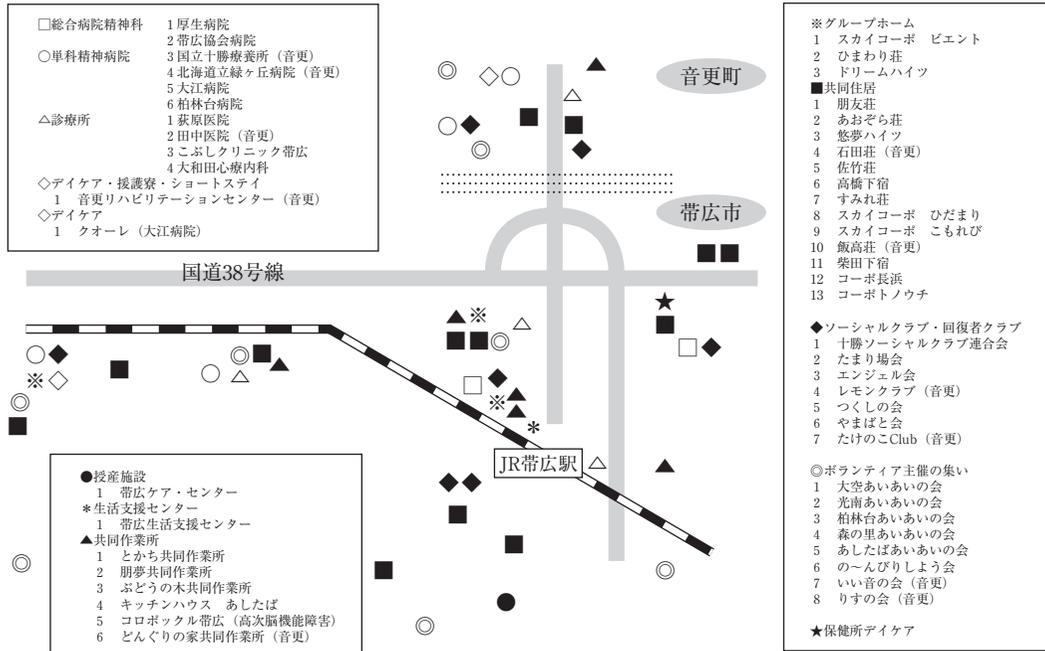


図2 「十勝近郊の医療・社会資源 (2003.1.1現在)」帯広・十勝圏域の精神保健福祉活動より

しており他地域との交流が少ない土地柄であるため、医療や保健・福祉の領域において、独自の支援体制を必要としたところから、この地域の精神病院のソーシャルワーカーたちの協働による運営委員会組織からなり、ソーシャルアクションが展開されてきたといえる。

③ 社会資源の開発に向けて

住居は一箇所の病院に偏らない利用であること、施設化させないこと、管理人をおかない、特定の病院の付属施設にしないことが定められ、入居者との合同ミーティングで取り決めていくという合議制をもった。更に、重篤な精神障害者を地域で生活させるためには3食付ケア住宅を必要としたという。デイケア等の通所資源の場合は、公共資源と認識され誰もが活用できることを確認したうえでスタートしている。

医療と福祉が病院を軸に退院者が生活してい

くための資源開発に生活支援センターや授産施設・病院デイケアを生かしつつ援護寮・グループホーム等、住む場の確保が重点的にその地域に散在しているのも特徴である (図2)。

④ 支援者であるソーシャルワーカーの役割

精神科で働くソーシャルワーカーが中心になってアクション・リサーチを繰り返し、長期化していた在院日数や社会的入院を余儀なくされていた患者の人権を考え、できるだけ地域で生活することを願い、セルフヘルプの育成など、専門職主導型で地域支援を展開してきた。

地域を案内してもらおうと、各地に共同住居が点在し地域で暮らす障害者の支援が本当にできていることを実感する。障害者は支援されてきたことを十分にわかった上で、今度は自分たちが学校に行き精神保健福祉の学習をしたい、サービスを提供していく側になりたいという。学ぶ

意欲のある障害者に教育支援がどこまで可能か、次の検討課題になるのではないだろうか。

3) 旭川働く仲間の会～地域に打って出る方法としてのピアグループ～

① 仲間の会の意義

こんにちは、知的障害者福祉の領域では、長らくのパターナリズムから脱皮し、知的障害者本人（以下、本人と表現する）が主体となって運営し活動する「本人活動」が当たり前の時代になっている。国際育成会連盟では、理事のメンバーに本人が参画している⁽¹⁰⁾。

旭川働く仲間の会は、本人が手をつなぐ育成会の大会で「仲間の願い」というテーマで発表したことがきっかけである。その後、仲間が徐々に集まって組織化され1996年に発足した。「旭川市内及び近郊の知的障害をもつ仲間が集まり交流し、悩み、喜びを語り合い、自分たちの力で色々なことを考え実施し、会員同志の交流と親睦をはかり、よりよい人間関係を育て、豊かな社会生活を進めていくこと」を目的としている。主な活動内容としては、スポーツ交流会、レクリエーションの実施、研修会の実施、各種大会への参加、他の仲間の会との交流、会報「旭川働く仲間の会」だよりの発行などである。仲間の会のメンバーは現在50名程度で、皆で和気あいあいとしながら歩んでいる。各種の会議に参加することによってネットワークをつくり、携帯電話等で連絡をとりあい、情報交換する個人的なつきあいに発展している。なぜ活動をするのか、その原動力は何だろうか。

「人間関係が大事。一つの輪になってほしい。友達が増えたりすることだよ。一人ひとりの個性が全然違うでしょ。友達が一人増えると全然違うと思うんだ。みんな生き生きしている。だからたまに電話かけ

て、『おお、元気でやってるか』と言ったり、いろんな話をするんです」

② 仲間同士の相談活動

こんにちは、ピアカウンセリングの有効性が認められているが、会の目的にもある「悩み、喜びを語り合う」の実践はどうであろうか。

「相談にはのってあげるけれども、みんな言わないし、聞いてくれない。皆自分のことで精一杯。『相談にのるよ』とかって呼びかけはしても、オープンに言っこない。何か言ったら、言われると思っているのかもしれない。ただ、会として、いずれは（システムとして）やらないとダメだという時期も来ると思う。みんな何か不安はもっていると思う。ストレスがたまっているからね」

相互相談システムは、じゅうぶん整っていないようであるが、その必要性を認識している。いずれにしても、メンバーの想いをどうやって、引き出していくかが肝要であることはいうまでもないことであろう。ただし、これは何も本人同士に限らない、支援者にとってもいえることである。

③ 支援者の位置づけ

本人主体の実践においては、支援者が本人の対等なパートナーとして側面的に支援していくことが重要である。本会では、わかりにくいことがあるときに確認したり、何かアドバイスを求める時に支援者を利用しているようである。

「職員には、会のことでいろんなことをアドバイスしてもらっているんです。ただ、活動計画を立てるのは仲間だけで決める。

職員がいても、本当に中心になって進めるのは私たちだから」

他方、もう一方の当事者である支援者は、支援するという、支援者の位置をどのように考えているのであろうか。

「今は、行事ですとか勉強会ですとかを進めていくところで、ちょっと手伝って入っていくところもある状態なんですけれども、今度会を大きくしていくとか、制度が変わっていくところで勉強会に力を入れていくのか、仲間の会は、どういう考えをもっていくのか、それに対して自分たちはどこを支援をしていくのかというのが大事だと思います」

「どのくらい踏み込めばいいとか、その辺が難しいところです。支援って何だろうっていう思いがあります」

支援者のとまどいこそ、本人から学ぶという姿の現れではないだろうか。支援者は、本人主体の運営をはずさず、本人の役割を奪わないで、本人活動を可能ならしめる人（enabler）であることに尽きるかもしれない。援助関係は、援助者が優位に立つ、非対称な関係と言われるが、支援者との相互関係のなかで、相互に波長あわせを行い、相互学習して、成長していく関係ができていくものかもしれない。

④ 本人活動から共に生きることの原点が見えてくる

彼らの活動のなかには、仲間同士、仲間と支援者、仲間と地域住民、究極的には、その人の属性がどうであるかには関係ない、人間同士のつながりの原点があると思われる。人間同士の支え合いは、対等なコミュニケーションを繰り返すことによって実現される。

「『ありがとう』、『すみません』と言えれば、お互いにわかるんだから。人間というのは素晴らしい力をもっているなと思う。一人ひとりがやっぱりそういうふうな気持ちがあれば、相手に伝わるとのこと。話せばわかるでしょ。これからまだまだもっと皆で力を合わせてやろうと思っている」

⑤ 地域生活の基盤としての居住の場と支援ネットワーク

地域生活を可能にするには、安定した居住の場が不可欠である。どこで誰とどんなふうにして暮らしたいか、本人がどのように思っているか、それを踏まえない住宅整備は、住宅に人を合わせようとするもので、生活支援として機能しない。選択できると言ってみるところで、本人の思いを引き出し、聴き取ることができなければ、何の意味もなさない。

「前からグループホームを作りたいと思っているんだ。将来の夢が自分のグループホーム、他の施設とは全然違うグループホームを描いている」

「支援者に甘えて、本当は教えてもらいたいんだけど、やっぱり自分の力で生きていくのが必要なと思う。わからなかったら職員に聞いたりして、和気あいあいとしていけばいいと思う」

自分で選んだ居住の場、そして、必要なときに支援を活用できる態勢が、本人の希望を叶える基盤であろう。必要なときに、支援者を利用する。まさに本人が認めたニーズからスタートすることであるといえる。本人と支援者が協働して、地域生活の基盤を確立し、関係組織との

連携を進めていくことは、情報の入手を含めて、求職のサポートも可能かもしれない。現在、社会福祉をめぐる制度・支援のしくみはめまぐるしく変化している。こうした状況をふまえて、相互学習会などの必要性も提起されたが、ジョブコーチの利用促進など、生活支援制度の機能化を果たすことが必要であろう。

「皆が仲良くやってほしい。明るくね、障害があってもなくてもね、皆同じさ人間は。皆の力を合わせれば、絶対うまくいくんだから。それを願っている。」

この言葉は、これまでの本人たちが、地域社会の中で、福祉施設の中で、さらには学校で経験したことに根ざしたものであろう。したがって、この言葉の重さをしっかりと社会は受け止める必要がある。なぜ、コミュニティの再生が言われるのか、なぜ、知的障害のある人が地域住民との交流を深めなければならないのか。当たり前前の生活とはどんな生活なのか、問い続けなければならない。

5. まとめにかえて～こんごの課題を含めて

本人、支援者への聴き取り調査を通して、障害をもつ人の地域生活支援のありようの検討を試みた結果、三つの活動それぞれに、地域性、歴史性を含めた特質があるのはいうまでもないが、以下のことがわかった。

第一に、障害をもつ本人の力の強さである。本人が主体になって、地域で暮らすという権利を獲得していったといつてよいであろう。2002年北海道地域職業リハビリテーション推進フォーラムで、べてるの家の関係者の「地域に障害者の働く場を創り育てる」という講演を聴いた雇用支援関係者に、「究極の職リハである」「枠に収まることを恐れることはない」「従来の職リ

ハにみられる発想や行動の転換を与えた」と言わせている⁽¹¹⁾。まさに、本人の位置からの発信が、支援のあり方に変化をもたらしているのである。また、本人同士の相互支援の有効性、保護からエンパワメントへの転換の姿がそこにあった。こうした芽がしっかりと育っていくためには、この活動に学び、支援システムの再構築につなげていくことである。具体的には、本人活動を支援するクリアリングハウスの設置が期待される。

第二に、地域社会の一員として、しっかり根付く歩みをしていることである。本来、障害をもつ人と地域社会は対立する関係ではなく、相互依存関係にあるはずである。施設化が、それを分断してきたことは否定できないが、今回の調査においては、地域の特性を生かして、本人と地域社会が協働している姿があった。本人を中心として、支援者、地域社会が相互作用しながら、排除から統合へ展開している。障害者の人権を擁護するのに、必ずしも人権擁護法が必要とは限らない。その街で自分らしく生きていくための源泉は、相互にそれぞれの思いをアサーティブに伝え、地域住民との折り合いをつけ、その地域で期待されていることを実感することにあるということである。

第三に、支援関係のありかたの変化である。対等なパートナーとしての支援者の役割は、本人の潜在性への信頼なくしてはなしえないし、本人の主体化を促進していくことが前提となる。本人の生活のありかたに決定的な影響力をもつのは、身近な支援者であることはいうまでもない。支援者も本人も、相互に学習していくことが重要である。施設か地域かという二項対立的な図式ではなく、地域生活支援のための施設の機能の再編、専門職の役割の再編につながっていくのではないだろうか。

福祉サービスを利用する際の契約には、利用

する側が自己責任を負うものであるし、提供者は責任をもってサービスを提供することになる。そのボタンの掛け違いが生じた場合、第三者機関や第三者が必要で、オンブズマン制度の活用が在宅の場合にも必要と思われる。サービス提供側と利用者側のバリアフリー宣言を広く浸透させていくための啓発活動は、立場や職場の役割の違いから伝え方、活動の内容はおのずと違ってくる。その違いを理解させるのもひとつの方法である。

地域福祉権利擁護事業、成年後見制度、苦情解決制度など、いわゆるサービス利用者の権利を擁護する仕組みは整備されてきている。ただ、重要なのは、こうした制度が、本人のところにとどのように届けられているか、本人の目線で構成されているか、そして、真の意味で、利用可能で、利用価値のある制度として、機能しているかどうかである。こうした制度に着目して、地域生活支援のありようを検討する必要がある。さらに、社会福祉教育の立場からいうと、既成の枠組みにとらわれない実践領域、制度によらない支援の仕組みを検討する必要性を痛感する。その際、本人、支援者とともに、まさに、本人の位置からの発信により検討していきたい。

加えて、本研究においては、身体障害をもつ人についてはカバーすることができなかった。障害の種別を越えた全国組織も誕生しようとしているこんにち、障害をもつ人の共通性と固有性を考慮して検討することをこんごの課題としたい。

【註】

- (1) Michael L. Perlin (1999) . *Mental Disability Law*. Carolina Academic Press.
- (2) *Ibid.* pp.546-547
- (3) 厚生省児童家庭局障害福祉課監修 (1989) 『グループホームの設置・運営ハンドブック』日

本児童福祉協会 p.147

- (4) 「10万人のためのグループホームを！」実行委員会編 (2002) 『もう施設には帰らない』中央法規. 本書には、本人たちの地域生活への想いが綴られている。
- (5) たとえば、大阪府池田小学校の児童殺傷事件 (2001年) をあげることができる。
- (6) 全国精神障害者団体連合会編 (1994) 『全精連結成大会&全国交流集会 報告集我らの夜明けだ！トキオ大会 やあ！仲間たち』全国精神障害者団体連合会
- (7) インタビューによって得られたナラティブについては、発言の趣旨を変えない限りにおいて、表現の微調整をしていることをお断りしておく。
- (8) べてるの家 (1996) 『「べてるの家」に学ぶ』博進堂文庫 pp.59-63
なお、べてるの家にかんする著作には、たとえば次のものがある。
べてるの家の本製作委員会編 (1992) 『べてるの家の本』 べてるの家
浦河べてるの家 (2002) 『べてるの家の「非」援助論』医学書院
斎藤道雄 (2002) 『悩む力』みすず書房
- (9) 東雄司 江畑敬介監修 (2002) 『みんなで進める精神障害リハビリテーション』星和書店 pp.32-51
- (10) 全日本手をつなぐ育成会編 (2003) 『第13回国際育成会連盟世界会議報告書』全日本手をつなぐ育成会、参照。
- (11) 日本障害者雇用促進協会北海道障害者職業センター編 (2002) 『平成14年度 北海道地域職業リハビリテーション推進フォーラムレポート』日本障害者雇用促進協会北海道障害者職業センター

付記

最後になりましたが、調査の趣旨をご理解くださり、ご協力くださった皆様に感謝いたします。